

宮崎県産水産物の輸出拡大支援業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、北米を中心とした海外市場における水産物のニーズ・トレンドの分析をはじめ、市場特性に応じた戦略的な展開によるブランド価値の向上及び認知度拡大、販路開拓に向けた実需者とのマッチング等を通じて本県産水産物の輸出拡大を図ることを目的とする。

2 業務の名称

宮崎県産水産物の輸出拡大支援業務

3 委託期間

契約締結日から最長で令和9年3月19日までとする。

4 業務委託の内容

(1) 取扱品目

本県産の水産物（加工品含む）

(2) 対象国

北米

(3) 業務内容

- ・輸出先の市場特性・消費者嗜好、商習慣、規制等の調査
- ・輸出に取り組む県内水産事業者との面談、商材情報の整理
- ・輸出先国の実需者のリストアップ及び商物流情報等の整理
- ・県内水産事業者への販路開拓・拡大の支援（情報提供、相談対応、現地対応等）
- ・本県産の水産物の認知度向上プロモーションの実施（1回以上）
- ・商談機会の創出（バイヤー招聘1社以上、商談会1回以上）
- ・その他（本県水産物の輸出拡大のために必要と認められること）

(4) 対象外経費

次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

- ・5万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
- ・会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
- ・団体等へ加入するための負担金
- ・租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

5 その他

(1) 一般事項等

- ・受託者は、常に県と密接な連携を図り、効率的進行に努めること。
- ・本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、県と協議して定めること。

(2) 事務処理

- ・支出の内容を証する証拠書類を整備し、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ・業務従事者の活動内容、事業者への支援、イベントの実施等、事業実績（任意様式）については、契約期間終了後速やかに県へ報告すること。